

○自然科学研究機構分子科学研究所運営顧問要項

平成16年5月19日

分子研所長裁定

最終改正 平成20年2月20日

第1（目的） この要項は、自然科学研究機構分子科学研究所規則（平成16年分研規則第1号）第6条第2項の規定により、自然科学研究機構分子科学研究所（以下「研究所」という。）における運営顧問制度の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2（職務） 運営顧問は、研究所の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、研究所長の諮問に応じて助言等に当たる。

第3（資格） 運営顧問となることができる者は、研究所の運営に関し広くかつ高い見識を有する外部有識者又は学識経験者とする。

第4（委嘱） 運営顧問は、分子科学研究所長が委嘱する。

2 前項の委嘱期間は、2年以内とし、再委嘱を妨げない。

第5（研究施設等の利用） 運営顧問は、必要に応じて研究所の研究施設等を利用することができる。

附 則

この要項は、平成16年5月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。